

令和6年度 群馬県明るい選挙啓発ポスターコンクール 作品募集要項

1 趣旨

私たちの生活を豊かで美しいものとするには、立派な政治が行われなければなりません。その政治は選挙によって選ばれた人たちによって行われますので、選挙が明るく正しく行われることが大切です。

そこで、県内の児童・生徒の皆さんから、明るい選挙の実現に役立つポスターを募集します。

2 応募規定

(1) 内容

明るい選挙を呼びかける内容について、自由に表現してください。

(明るい選挙に関する標語を入れてください。)

(2) 応募資格

群馬県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童又は生徒とします。

(3) 募集期間

令和6年5月7日(火) から 9月上旬^(※) まで

※ 締切は、学校又はお住まいの市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(4) 提出先

市町村の選挙管理委員会に提出してください。

※学校又はお住まいの市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

(5) 色と大きさ

色彩は自由です。大きさは、画用紙の四ツ切(542 mm×382 mm)または八ツ切(382 mm×271 mm)もしくはそれに準じる大きさとしてください。

(6) 応募上の注意

ア 作品の裏の右下に「群馬県、学校名(〇〇〇立〇〇〇学校)、学年、氏名(ふりがな)」を必ず記入してください。

<記載例>

県名	群馬県
学校名	〇〇(市・町・村・私)立〇〇〇学校
学年	第〇学年
ふりがな	あかぎ たろう
氏名	赤城 太郎

イ 各審査で選定された作品の著作権は主催者に属し、作品は選挙啓発のために利用されます。

また、入賞者の学校名・氏名などは公表されますのであらかじめ御了承ください。(審査の詳細は、「3 審査」を御覧ください。)

ウ 応募作品は、児童・生徒自身が創作した未発表のものに限ります。過去に明るい選挙啓発ポスターコンクールで入賞した作品、学校の教材やインターネットなどに掲載されている作品を模倣したものにならないよう、注意してください。

※ 盗作、模倣、自作でない作品、発表済みの作品と認められるものは、各賞を受けることはできません。受賞後にそのことが判明した場合は、受賞を取り消すことがあります。

3 審査

(1) 第1次審査（市町村審査）

各市町村の選挙管理委員会が、小学校・中学校・高等学校の区分ごとに、第2次審査に提出する作品を選定します。

(2) 第2次審査（県審査）

県選挙管理委員会が、優秀賞・佳作となる作品（入賞作品）を選定します。

※ 義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校については、児童・生徒の学年に応じて、小学校・中学校・高等学校のいずれかの区分の中で審査します。

4 賞

(1) 応募者全員に記念品を贈ります。

(2) 入賞作品には、賞状及び副賞を贈ります。

・優秀賞 小・中・高校 合計30点前後

・佳作 小・中・高校 合計40点前後

※ ひとつの作品が、優秀賞や佳作と併せて、次の「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の中央（全国）審査において入賞することもあります。

5 「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の中央(全国)審査への提出

当コンクールは、公益財団法人明るい選挙推進協会と都道府県選挙管理委員会連合会が中心に開催する「明るい選挙啓発ポスターコンクール」と兼ねて開催します。第2次審査において小学校・中学校・高等学校の区分ごとに決められた数の作品を選定し、提出します。

※ 中央(全国)審査の入賞作品には、次のいずれかの賞状等が贈られます。

① 文部科学大臣・総務大臣（連名）の賞状と公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長（連名）からの副賞

▶ 小学校 各学年1名 中学校 各学年2名 高等学校 各学年2名

② 公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長（連名）からの賞状と副賞

▶ 小学校・中学校・高等学校 各学年若干名

6 入賞作品の発表

11月上旬（予定）

7 入賞作品の展示・表彰式

11月中旬から12月上旬に、群馬県庁で行います。（予定）

8 主催

群馬県選挙管理委員会、群馬県明るい選挙推進協議会、（共催）群馬県教育委員会